六　地方法人税法第二十九条第二項に規定する所得基準法人税額に対する地方法人税の額は、当該所得基準法人税額に対する地方法人税の額から当該所得基準法人税額に対する地方法人税の額に係る同条第一項に規定する所得基準法人税額に含まれる特別税額加算規定により加算された金額の百分の十・三に相当する金額を控除した金額とする。

第二十七条の九第十一項中「第二十七条の五第四項」を「第二十七条の六第八項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第二十七条の六第八項第一号中「第四十二条の六第五項」とあるのは、「第四十二条の九第四項」と読み替えるものとする。

第二十七条の十第一項中「第四十二条の十第一項第一号」を「第四十二条の十第一項」に改める。

第二十七条の十一第一項中「第四十二条の十一第一項第一号」を「第四十二条の十一第一項」に改める。

第二十七条の十一の三の見出し中「地方活力向上地域」を「地方活力向上地域等」に改める。

第二十七条の十二の見出し中「特定の地域」を「地方活力向上地域等」に改め、同条第一項中「第四十二条の十二第一項第一号及び第二号」を「第四十二条の十二第一項第一号イ」に、「は、」を「は、適用年度（同条第四項第一号に規定する適用年度をいう。以下この条において同じ。）前の各事業年度のうち法第四十二条の十二第一項に規定する計画の認定（以下この条において「計画の認定」という。）を受けた日以後に終了する各事業年度（同日以後に終了する事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度を連結事業年度に該当しない事業年度とみなした場合におけるそのみなされた事業年度）のいずれかにおいて当該計画の認定に係る法第四十二条の十二第四項第二号に規定する特定業務施設（以下この条において「特定業務施設」という。）につき既に法第四十二条の十二第一項第一号イに規定する特定新規雇用者等数が二人以上であつたこと及び当該各事業年度が同条第四項第五号に規定する基準雇用者数（以下この条において「基準雇用者数」という。）又は同項第六号に規定する地方事業所基準雇用者数（第二十二項において「地方事業所基準雇用者数」という。）が零に満たない事業年度に該当しないことが確認できる」に改め、同条第二項中「第四十二条の十二第一項」を「第四十二条の十二第一項第一号ハ」に改め、「他の法律により業務の規制及び適正化のための措置が講じられている事業として」を削り、同条第三項中「第四十二条の十二第二項第一号」を「第四十二条の十二第一項第二号イ及びロ」に、「第一項に規定する」を「財務省令で定める」に改め、同条第四項及び第五項を次のように改める。

4　法第四十二条の十二第一項第二号ロ(1)に規定する政令で定めるところにより証明がされた数は、移転型特定業務施設（同号ロ(1)に規定する移転型特定業務施設をいう。以下第六項までにおいて同じ。）において適用年度に新たに雇用された特定雇用者（同条第四項第七号に規定する特定雇用者をいう。以下この項及び第九項において同じ。）で当該適用年度終了の日において当該移転型特定業務施設に勤務するものの数について記載された財務省令で定める書類を確定申告書等に添付することにより証明がされた当該特定雇用者の数とする。

5　法第四十二条の十二第一項第二号ロ(2)に規定する総数として政令で定めるところにより証明がされた数は、移転型特定業務施設において適用年度に新たに雇用された雇用者（同条第四項第三号に規定する雇用者をいう。以下第十一項までにおいて同じ。）で当該適用年度終了の日において当該移転型特定業務施設に勤務するものの総数について記載された財務省令で定める書類を確定申告書等に添付することにより証明がされた当該雇用者の総数とする。

第二十七条の十二第七項を削り、同条第六項中「第四十二条の十二第五項第二号」を「第四十二条の十二第四項第三号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　法第四十二条の十二第一項第二号ロ(2)に規定する基準雇用者数として政令で定めるところにより証明がされた数は、移転型特定業務施設のみを同号ロ(2)の法人の事業所とみなした場合における適用年度の基準雇用者数の計算の基礎となる雇用者の数について記載された財務省令で定める書類を確定申告書等に添付することにより証明がされた当該基準雇用者数とする。

第二十七条の十二第八項中「第四十二条の十二第五項第七号」を「第四十二条の十二第四項第六号」に、「同項第一号」を「適用年度開始の日から起算して二年前の日から当該適用年度終了の日までの間に同条第一項」に、「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、「同号に規定する」及び「（以下この条において「計画の認定」という。）」を削り、「のみ」を「（次項及び第十項において「適用対象特定業務施設」という。）のみ」に改め、同条第二十項中「第四十二条の十二第三項」を「第四十二条の十二第二項」に、「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に、「同条第三項」を「同条第二項」に、「地域再生法第十七条の二第三項の認定」を「計画の認定」に改め、「法第四十二条の十二第五項第七号に規定する」及び「（以下この項において「地方事業所基準雇用者数」という。）」を削り、「を証する」を「が確認できる」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十九項中「から第三項まで」を「又は第二項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十八項中「第十二項から第十五項まで」を「第十四項から第十七項まで」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十七項中「第四十二条の十二第三項の」を「第四十二条の十二第二項の」に改め、「が」の下に「当該法人の同項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画につき受けた」を加え、「同条第五項第一号」を「同条第四項第一号」に、「同条第三項（同条第四項」を「同条第二項（同条第三項」に改め、同項第一号中「第四十二条の十二第四項」を「第四十二条の十二第三項」に、「同条第三項に規定する」を「同条第二項に規定する二十万円に当該適用年度の月数を乗じてこれを十二で」に、「次号」を「以下この号及び次号」に、「とする」を「とし、当該法人の当該適用年度の法第四十二条の十二第三項の規定により読み替えて適用される同条第二項に規定する二十万円に当該適用年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額は、二十万円に当該適用年度開始の日から認定事業年度等の開始の日以後三年を経過する日までの期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額とする」に改め、同項第二号中「第四十二条の十二第三項」を「第四十二条の十二第二項」に、「同条第五項第十二号」を「同条第四項第十四号」に、「とする」を「（当該計画の認定に係る特定業務施設が同条第二項に規定する準地方活力向上地域内にある場合には、二十万円に当該適用年度開始の日から認定事業年度等の開始の日以後三年を経過する日までの期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額に当該特定業務施設に係る当該法人の当該適用年度の同号に規定する地方事業所特別基準雇用者数を乗じて計算した金額）とする」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十六項中「の各」を「の当該分割等の日前に開始した各」に、「の給与等」を「に係る給与等」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十五項中「の各」を「の当該分割等の日（当該分割等が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日。以下この項及び次項において同じ。）前に開始した各」に、「）の」を「）に係る」に改め、「（当該分割等が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日。以下この項及び次項において同じ。）及び「当該分割等の日が当該分割法人等の事業年度等の開始の日である場合における当該事業年度等を除く。」を削り、同項を同条第十七項とし、同条第十四項中「又は第二項」を削り、同項を同条第十六項とし、同条第十三項中「）の」を「）に係る」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十二項中「又は第二項」を削り、「同条第五項第十一号」を「同条第四項第十三号」に、「第十四項」を「第十六項」に、「第四十二条の十二第五項第十号」を「第四十二条の十二第四項第十一号」に、「第六十八条の十五の二第五項第十号」を「第六十八条の十五の二第四項第十一号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項中「から第三項まで」を「又は第二項」に、「第四十二条の十二第一項第二号」を「第四十二条の十二第一項第二号イ」に改め、「及び同条第二項第一号に規定する高年齢雇用者に該当しない者の数」を削り、「同条第五項第八号」を「同条第四項第十二号」に、「同項第三号又は法第六十八条の十五の二第四項第三号」に、「第四十二条の十二第五項第三号又は第六十八条の十五の二第五項第三号」を「第四十二条の十二第四項第四号又は第六十八条の十五の二第四項第四号」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項を同条第十二項とし、同条第九項中「第四十二条の十二第五項第十二号」を「第四十二条の十二第四項第十四号」に、「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項の次に次の二項を加える。